

新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱

新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰要綱（平成28年9月1日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 新潟市は、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）や女性活躍の推進をはじめ、誰もが働きやすい職場環境整備に積極的に取り組む企業を表彰するものとし、その取組内容を広く周知することにより、職場環境整備の促進及び働きやすい職場づくりに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、企業とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 新潟市中小企業振興基本条例（平成26年新潟市条例第55号）第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 社会福祉法人、社団法人、財団法人、協同組合、特定非営利活動法人その他の法人格を有する団体で、当該団体の事業又は当該団体の事業に従事する社員等の数が中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者におおむね該当するもの

（表彰の対象）

第3条 表彰の対象は、次に掲げる要件の全てを満たす企業とする。

- (1) 企業における働きやすい職場づくりの推進を目的として、別表に掲げる取組のいずれかを行っていること。
- (2) 表彰を受けようとする年度の4月1日現在において、1年以上新潟市に所在していること。
- (3) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - ア 過去3年間において重大な労働関係法令違反がある企業
 - イ 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関係している企業

2 前項の規定にかかわらず、この要綱の規定により既に表彰を受けた企業については、重ねて対象としない。ただし、取組内容が異なる場合は、この限りでない。

（表彰の方法等）

第4条 表彰は、毎年度1回、表彰状を授与することにより行うものとする。

2 市長は、表彰を受けた働きやすい職場づくり推進企業の名称、取組の内容等を公表するものとする。

(表彰の名称等)

第5条 表彰の名称は、新潟市働きやすい職場づくり推進賞とし、働きやすい職場づくりの推進に積極的に取り組んでいる企業のうち、特に先駆的・特徴的な取組を行っており、他の企業の模範となり、広く周知されるべき企業に対して表彰を行うものとする。

(表彰する企業の決定)

第6条 市長は、第8条第1項の規定による応募を受けたときは、企業について第9条に規定する選考委員会の提言を受けて表彰する企業を決定するものとする。

(表彰の取消)

第7条 市長は、応募内容に虚偽がある又は応募内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断する場合に、一度表彰された企業の表彰を取り消すことができる。

(応募の方法)

第8条 この要綱による表彰に応募しようとする者は、働きやすい職場づくり推進企業応募書（別記様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の応募者に対して、必要に応じて聞き取り調査や調査票の提出を求めることができるものとする。

(選考委員会)

第9条 市長は、表彰する企業について提言を受けるため、新潟市働きやすい職場づくり推進企業選考委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

2 委員会の委員は、第1号から第3号までに掲げる者のうちから市長が依頼するほか、第4号及び第5号に掲げる職にある者がその所属職員のうちから指名する者をもって充てる。

(1) 労働団体を代表する者

(2) 経済団体を代表する者

(3) 有識者

(4) 市民生活部男女共同参画課長

(5) 経済部雇用・新潟暮らし推進課長

3 委員会には委員長を置き、委員の互選により決定する。

- 4 委員長は、会議の進行を行う。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員会の会議は、必要に応じ市長が招集する。
- 7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、経済部雇用・新潟暮らし推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、働きやすい職場づくり推進企業の表彰及び委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の新潟市ワーク・ライフ・バランス推進事業所表彰要綱第3条第1項の規定によりされた表彰は、改正後の新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱第4条第1項の規定によりされた表彰とみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1	所定外労働の削減のための取組
2	年次有給休暇の取得促進のための取組
3	時間や場所にとらわれない柔軟な働き方
4	子育てや介護と仕事との両立のための取組
5	女性の活躍推進のための取組
6	高齢者の活躍促進のための取組
7	障がい者の活躍促進のための取組
8	若年者の雇用促進のための取組
9	健康づくりの推進のための取組
10	働き方改革に関する各種制度取得への取組（認定、登録、表彰等）
11	治療と仕事の両立のための取組
12	その他働きやすい職場づくりを推進するための独自の取組

様式第1号(第8条関係)

新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰応募書

年 月 日

(あて先)新潟市長

應募者 所 在 地

名称

代表者名

新潟市働きやすい職場づくり推進企業表彰要綱第8条の規定に基づき、次のとおり応募します。

○次の事項を確認のうえ、□に✓を記入してください。

過去3年間において重大な労働関係法令の違反はありません。

暴力団、又は暴力団員が経営、運営に関係している企業ではありません。

○基本事項1

(ふりがな) 企業の名称	()			
所 在 地	〒			
代 表 者 職 氏 名				
主な事業内容			設立年月 西暦 年 月	
業種 (該当業種に✓)	<input type="checkbox"/> 1 農業・林業	<input type="checkbox"/> 2 漁業	<input type="checkbox"/> 3 鉱業・碎石業・砂利採取業	
	<input type="checkbox"/> 4 建設業	<input type="checkbox"/> 5 製造業	<input type="checkbox"/> 6 電気・ガス・熱供給・水道業	
	<input type="checkbox"/> 7 情報通信業	<input type="checkbox"/> 8 運輸業・郵便業	<input type="checkbox"/> 9 卸売業・小売業	
	<input type="checkbox"/> 10 金融業・保険業	<input type="checkbox"/> 11 不動産業・物品販貸業	<input type="checkbox"/> 12 学術研究・専門・技術サービス業	
	<input type="checkbox"/> 13 宿泊業・飲食サービス業	<input type="checkbox"/> 14 生活関連サービス業・娯楽業	<input type="checkbox"/> 15 教育・学習支援業	
	<input type="checkbox"/> 16 医療・福祉	<input type="checkbox"/> 17 複合サービス業	<input type="checkbox"/> 18 サービス業（他に分類されないもの）	
	常用労働者数(※)			
		<input type="checkbox"/> 10~30人	<input type="checkbox"/> 31~50人	<input type="checkbox"/> 51~100人
資本金又は出資金(概念のない法人等については記入不要です)				
(該当するものに✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 1,000万円以下	<input type="checkbox"/> 1,000万円超～ 5,000万円以下	<input type="checkbox"/> 5,000円超～ 1億円以下	<input type="checkbox"/> 1億円超～ 3億円以下

※常用労働者…正社員、パート、アルバイトなどの名称にかかわらず、以下の①又は②の何れかに該当する労働者を指します。
①期間の定めなく雇用されている者

②一定の期間を定めて雇用されてい

⑤ 足の期間を足りて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

応募書類に関するお問い合わせ先

担当者名				
担当部署				
電話・FAX	電話		FAX	
メールアドレス				

○基本事項2

従業員数 (申請日現在)	正社員①(※1)			正社員以外②			総従業員数(①+②)		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
10代～20代									
30代									
40代									
50代									
60代以上									
合計									
(※1) 正社員…期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、定期的な昇給または昇格等の労働条件が適用されるなど、長期雇用を前提とした待遇を受けている労働者をいいます。									
新規学卒等採用者の離職率	(A)直近3か年の新規学卒者採用状況						人		
	(B)そのうち、応募時点で離職したもの						人		
	(C)新規学卒者の離職率						%		
育児休業制度利用者数・取得率(※2) (※2)取得率…制度に該当するもののうち、実際に取得した者の割合	前々々年度			前々年度			前年度		
	男性	女性		男性	女性		男性	女性	
	人	人		人	人		人	人	
前年度の育児休業制度利用者の取得日数				連続1年以上			人		
				連続半年以上～1年未満			人		
				連続1か月以上～半年未満			人		
				連続1週間以上～1か月未満			人		
				1週間未満			人		
介護休業制度利用者数	男性	女性		男性	女性		男性	女性	
	人	人		人	人		人	人	
課長相当職以上の管理職者数・割合 (各年度4月1日時点)	男性	女性		男性	女性		男性	女性	
	人	人		人	人		人	人	
採用した正社員数 (新規学卒者採用、中途採用を含む)	男性	女性		男性	女性		男性	女性	
	人	人		人	人		人	人	
離職者数 出産 育児 介護 病気 上記以外の理由	男性	女性		男性	女性		男性	女性	
	人	人		人	人		人	人	
	人	人		人	人		人	人	
	人	人		人	人		人	人	
	人	人		人	人		人	人	
	人	人		人	人		人	人	
有給休暇取得日数、 取得率	1人当たり 日			1人当たり 日			1人当たり 日		
	%			%			%		
	取得率=有給休暇取得日数の総合計（繰り越し分含む）÷有給休暇付与日数の総計（繰り越し分除く）×100								
月平均所定外労働時間(正社員)	1人当たり 時間			1人当たり 時間			1人当たり 時間		
	1人当たりの月平均所定外労働時間=所定外労働時間の総合計 ÷ 各月1日に在籍している従業員の延べ人数								
年間休日数	日								
健康診断受診率	%			%			%		
申請日現在における働き方改革に関する認定制度等の取得状況 (該当するものに✓)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								
	取得した認定制度を記入してください。 〔〕								
	※確認できるもの（認定証、登録証等）の写しを添付してください。								

○取組の内容

企業における働きやすい職場づくりを目的とした取組について、経緯と概要を具体的に記載してください。

1. 働きやすい職場づくりに取り組むことになった経緯

2. 特に力を入れている取組内容(要綱第3条別表より選択。最大3つまで記載可。)

取組番号	
取組番号	
取組番号	

3. 具体的な取組 (2で選択した取組番号ごとに記載してください)

取組番号	
取組番号	
取組番号	

4. 取組後の効果、従業員の声

取組番号	
取組番号	
取組番号	